

## 西部労福協第53回定期総会開催

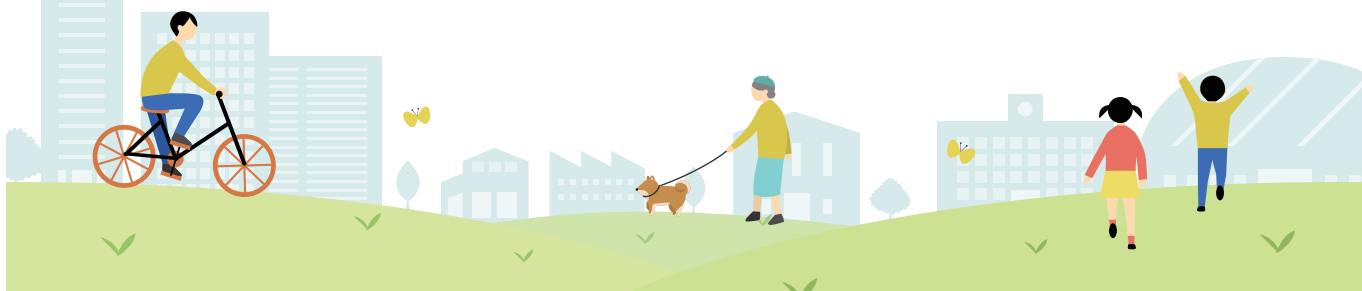
2023年2月21日(火)に第53回西部労福協定期総会を広島市で開催しました。

高知県労福協から池澤会長、石川副会長他3名の代議員、井上事務局長が参加しました。

総会では、2022年度活動報告及び決算報告・監査報告、2023年度活動方針(案)及び予算(案)の報告提案があり、全会一致で承認されました。

2022年の活動について、総会を含む諸会議がWeb開催に変更、研修会の日程短縮を余儀なくされるなど新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中で、「社会的セーフティネットを強化して貧困や分断を無くし、コロナ危機を乗り切ろう」「教育費負担を軽減し、だれもが安心して学べる社会を実現しよう」「労働者自主福祉運動の役割を発揮し、地域に共助の輪を広げよう」という3本のスローガンの下に取り組みを進めてきたことを報告しました。

2023年度活動について、引き続き感染対策を行った上で、事業活動を行っていくこと。西部労福協は、各県の歴史や文化を尊重しつつ、労働組合や事業団体等と連携した具体的な取り組みを展開していき、労福協の基本理念である「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現をめざして取り組みを進めることを確認しました。





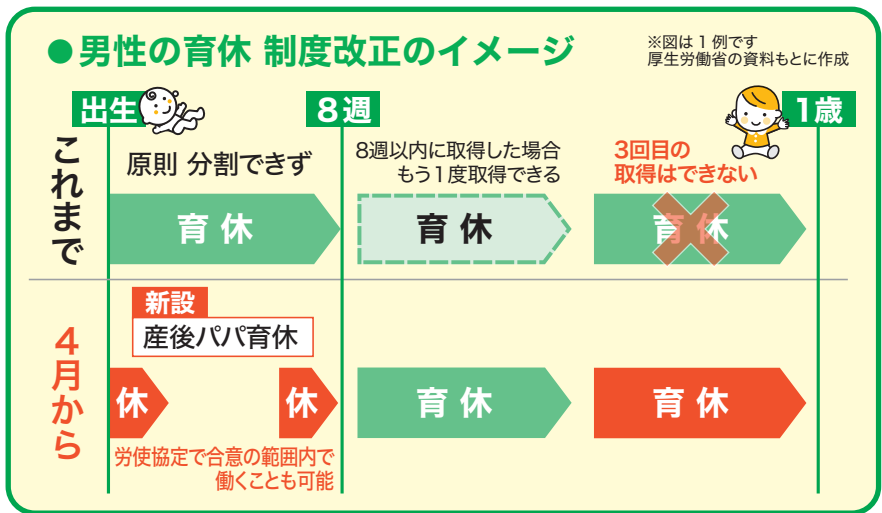
# まずは『休み方改革』に取り組んでみませんか？



産後パパ育休（出生時育児休業）が創設され育児休業を分割して取得できるようになりました（施行日：2022年10月1日）

育児・介護休業法の改正でこれまでの育休とは別に「産後パパ育休」という制度が設けられました。子どもが生まれたあと男性が8週間以内に4週間まで取得することができ、2回に分割することも可能です。今回の改正にあわせてこれまでの育休も2回に分割して取れるようになり、子どもが1歳になるまでに最大で4回に分けて取得することができるようになりました。

※産後パパ育休の期間には、労使協定で合意した範囲内で働くことも可能ですが、事業主が一方向的に働くことを求めてはいけません。また、2023年4月1日から従業員数1,000人超の事業主は育児休業取得状況の公表が義務になりました。



## 休暇で春を楽しんで、ココロとカラダをリフレッシュ！

新しい働き方・休み方を  
実践するために  
年次有給休暇を  
上手に活用しましょう



- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

## 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されました

(施行日:2022年4月1日)



有期雇用労働者（パート、派遣、契約社員など雇用期間に定めがある労働者）も、条件を満たせば、育児休業や介護休業をすることができます！

(育児・介護休業法により権利として認められています。)

### 令和4年3月31日まで

#### ◇育児休業の場合

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ② 子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

◆介護休業も同様です。

### 令和4年4月1日から

- ① の要件を撤廃し、② のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）

## 育児休業をすることができる有期雇用労働者の範囲

- 申出の時点で、次の要件を満たす方です。

**子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと**

#### ご注意 1歳以降の育児休業の取得について

子が1歳に達する時点で、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、上記の要件を満たす方は子が1歳6か月に達する日まで育児休業の期間を延長できます。

さらに、子が1歳6か月に達する時点で、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、子が2歳に達する日まで育児休業を延長することができます。その場合は、申出時点において、下記の要件を満たすことが必要です。

子が2歳に達する日までに労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了にすることが明らかでないこと

## 産後<sup>しゅっしょう</sup>パパ育休（出生時育児休業）をすることができる有期雇用労働者の範囲

- 申出の時点において、次の要件を満たす方です。

**子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと**

## 介護休業をすることができる有期雇用労働者の範囲

- 申出の時点において、次の要件を満たす方です。

**介護休業開始予定日から93日経過する日から6か月を経過する日までに、労働契約更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと**

# ワンポイント 労働法 出前講座



2022年12月20日(火)、高知市立南海中学校の3年生を対象に(受講者42名)「労働法ワンポイント出前講座“働くときに知っちょきたいこと”」を開催しました。講師は連合高知西村副事務局長をお迎えし、高校進学にあたってアルバイトをすることを想定したうえで働く前に知っておきたいことや、社会における差別・ハラスメントを主に講演をしていただきました。

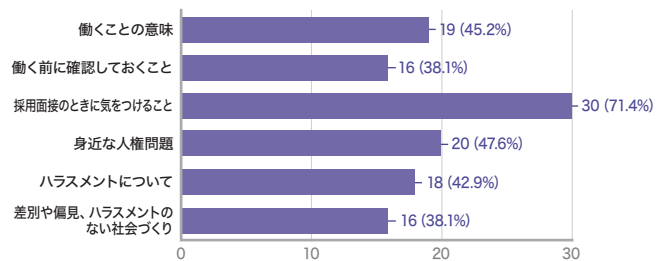
今回の「労働セミナー」では、参加した生徒に講演後にアンケートを実施しており、その内容を少しご紹介させていただきます。

右記のアンケート質問「労働セミナー“働く前に知っておきたいこと”のContentsで興味を持った項目にチェックしてください」では、6つに分けたContentsについて、複数回答可で回答してもらいました。

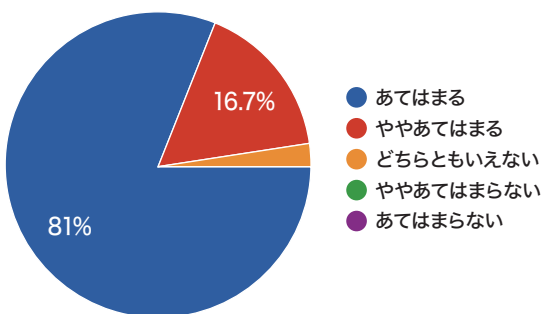
一番多い回答は「採用面接のときに気をつけること」30回答(71.4%)でした。これは、高校進学にあたりアルバイトをすることを想定して回答したものと

思われますが、これからの将来への不安や期待から回答数が多くなったと思われまます。また、3番目に多い回答で「働くことの意味」19回答(45.2%)は、講演のなかで、「働くことはそれぞれに理由は違うが、やりがいや目的・目標を持って働くことは“より良い人生”に繋がる」という講師の話に共感した傾向がみられました。

働く前に知っておきたいことのcontentsで興味を持った項目にチェックしてください



## 興味・関心を持って参加することが出来た



また、「今回の学習を通して自分の評価」についてのアンケート結果では、参加した8割の生徒が「興味・関心を持って参加することができた」と回答しています。これは、周囲の大人(両親や兄弟)の働く環境を見ながら、自分たちが今後どのような境遇に置かれるのかということに対して、セミナーの内容に興味・関心があるように見受けられました。

講演の最後には、講師から高校受験に挑む生徒に向けて「残り少ない受験までの時間を、改めて自分と向き合う良い時間にしてほしいと思います。そして、“自分らしさ”を失うことのないように過ごしてください。」というメッセージを送り講演を終了しました。

講演後には、「コロナ禍差別・偏見について」「県内に最低賃金より低い賃金の職場があるのか?」「働き始めたときに、賃金を上げたい時はどうしたらいいのか?」など、具体的な質問が数多く出ました。



# 働く人のためのハンドブックの ご利用について

## 『働くときに知っちょきたいこと』 こんなこと知っちょうかえ？

これから就職やアルバイトを考えている方や、今の働き方を見直したい方などを対象にあくべき労働法等の基礎知識を分かりやすく解説する冊子となっております。

また、「求人広告と時給が違う」「残業代が払われない」など、アルバイトでよくあるトラブルなどの対処方法も掲載しております。「働く人のためのハンドブック」をご希望の方は高知県労福協までご連絡いただくか、もしくはFAXでお申込みください。

▶ TEL 088-824-3583 ▶ FAX 088-875-4887



## 働く人のためのハンドブック『編集後記』 抜粋

心が折れそうなときはあなたの支えになってくれる人や好きなモノを思い浮かべてみてください。「努力・根気・ヤル気」を少しわきに置いて頑張った自分を思いっきり褒めて、ご褒美をあげてください。うまくいかないときはその方法は違うよと教えてくれているサインかもしれませんよ。いつも遠慮ばかりしているなら人に甘えてみたら意外と心地よくて身も心もなんだか楽になってほかほかになりますよ。



このハンドブックがあなたのチカラになりますように



団体名(氏名)			
住 所			
T E L		部 数	
活用内容			



# 「労働教育セミナー」のご案内

## 知ってお得な労働基準法

### 働くときに知っちょきたいこと



#### ● 高知県労働者福祉協議会は労働セミナーを開催しています。

近年、新卒者の早期離職率が高くなっている傾向が出ているとの報告や、若年層から、長時間労働や残業代未払いなどの労働相談も多く寄せられるなど、ワークルールの重要性や様々な権利等を就労前に教える機会が求められています。

当協議会では、働くうえで知っておくべき最低限のワークルール、労働者として知って欲しい労働の基本ルールを身に付けていただける内容として「働く人のためのハンドブック」を作成して、毎年、各高等学校に提供するとともにハンドブックをテキストとして、高校や大学、専門学校等からの「労働セミナー」の要望にも応えています。

労働セミナーは、「社会人としてのマナー」「労働契約」「就業規則」「労働時間」「休日」「賃金」や「各種保険」など、身に付けておきたい知識の修得を目的に実施していますので、学生のみならず会社等の新人研修にも役立ちます。セミナー実施費用および資料提供を無料としていますので、ご希望の団体等お申込みをお待ちしています。

実施団体  
(お問合せ先)

### 一般社団法人高知県労働者福祉協議会

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センタービル5階  
(電話)088-824-3583 (FAX)088-875-4887



#### 【労働セミナー申込書】

※労働セミナーの内容に関するご希望などについては、事前に打ち合わせをさせていただきます。

団体名			
住所			
T E L		F A X	
ご担当者		受講者数	
実施希望日		実施時間	
実施会場			

#### 「確定申告無料相談会」を開催しています！

高知県労福協では、毎年1月末から5日間「確定申告無料相談会」を開催してします。対象者は、下記の申告内容になりますが、事業所得については受付できませんので、ご了承ください。

また、「確定申告無料相談会」のご予約については1月を予定しており、予約方法などの詳細については、広報誌「おすび183号」秋号でお知らせいたします。

- 公的年金等を受給されている方
- 退職金を受給された方（退職後、お仕事されていない方）
- 医療費控除を受けたい方
- その他、年末調整が出来ていない方（中途退職者など）



公的年金等による収入額が400万円以下で一定の要件を満たす場合には、確定申告をしないことを選択ができることになっています。このため多くの方が医療費控除や保険料控除など、還付の権利を放棄している場合があります。

また、確定申告をすることにより、翌年の住民税に反映し減税につながる可能性もありますので、申告することをお勧めいたします。